

専修学校関係基礎資料 目次

1. 専修学校の概要	… 1
2. 専修学校設置基準等	… 9
3. 専修学校における学校評価ガイドライン(情報提供等ガイドライン含む)	…12
4. 専修学校にかかる主な制度改正等の概要	…14
5. 職業実践専門課程	…15
6. これまでの「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」事業の主な事業成果等	…35
◇令和元年度委託事業成果物一覧	…41
①専門学校における職業教育のマネジメントに関する手引・事例集(令和2年3月)	…42
②職業実践専門課程事例・ポイント集(令和2年3月)	…44
③資格枠組のレベル定義(令和2年3月)	…54
④職業実践専門課程における分野横断的な第三者評価の仕組み(平成29年3月)	…66
7. キャリア形成促進プログラム等	…69
8. 高等教育の修学支援新制度	…71
9. これからの専修学校教育の振興のあり方について(平成29年3月)	…76

専修学校の概要

1 制度の概要

- ア 制度の創設 昭和51年1月11日
- イ 目的 職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図る。
(学校教育法第124条)
- ウ 課程 専修学校には、次のとおり3種類の課程がある。
- ・ 高等課程(中卒者対象)：高等専修学校
 - ・ 専門課程(高卒者対象)：専門学校
 - ・ 一般課程(学歴不問)
- エ 設置基準
- ・ 修業年限1年以上
 - ・ 授業時数800時間以上
 - ・ 教育を受ける者が常時40人以上 等

2 学校数、生徒数等の現状

ア 専修学校の設置者別学校数、生徒数、教員数(令和2年度学校基本統計)

()内は専修学校全体に対する百分率を示す

設置者区分	総計	国立	公立	私立					
				計	学校法人	財団法人	社団法人	其他法人	個人
学校数※	3,115校 (100)	9 (0.3)	187 (6.0)	2,919 (93.7)	2,198 (70.6)	71 (2.3)	233 (7.5)	261 (8.4)	156 (5.0)
高等課程	404	1	6	397	X				
専門課程	2,779	9	184	2,586					
一般課程	143								
生徒数	661,174人 (100)	305 (0.05)	23,734 (3.6)	637,135 (96.4)					
高等課程	34,075	6	438	33,631					
専門課程	604,415	299	23,293	580,823					
一般課程	22,684	0	3	22,681					
教員数 (本務者)	40,824人 (100)	89 (0.2)	2,840 (7.0)	37,895 (92.8)					
高等課程	2,512	5	53	2,454					
専門課程	37,235	84	2,786	34,365					
一般課程	1,077	0	1	1,076					

※一つの学校において複数種の課程を設置している場合があるため、「学校数」と各課程数の合計は一致しない。

イ 専修学校の分野別、課程別生徒数(令和2年度学校基本統計) ()内は課程全体に対する百分率を示す

	工業	農業	医療	衛生	教育・社会 福祉	商業実務	服飾・家政	文化・教養
高等課程	4,634 (13.6)	74 (0.2)	8,516 (25.0)	4,819 (14.1)	1,008 (3.0)	8,145 (23.9)	2,281 (6.7)	4,598 (13.5)
専門課程	95,593 (15.8)	4,743 (0.8)	183,236 (30.3)	68,222 (11.3)	31,069 (5.1)	75,298 (12.5)	16,545 (2.7)	129,709 (21.5)
一般課程	24 (0.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	507 (2.2)	0 (0.0)	41 (0.2)	153 (0.7)	21,959 (96.8)
合計	100,251 (15.2)	4,817 (0.7)	191,752 (29.0)	73,548 (11.1)	32,077 (4.9)	83,484 (12.6)	18,979 (2.9)	156,266 (23.6)

ウ 専修学校専門課程、大学、短期大学への進学率、入学者数(令和2年度学校基本統計)

区分	専修学校専門課程	大学(学部)	短期大学(本科)
進学率	24.0%	54.4%	4.2%
進学者	279,586	635,003	49,495

※ 進学率はそれぞれ18歳人口に占める入学者の割合。

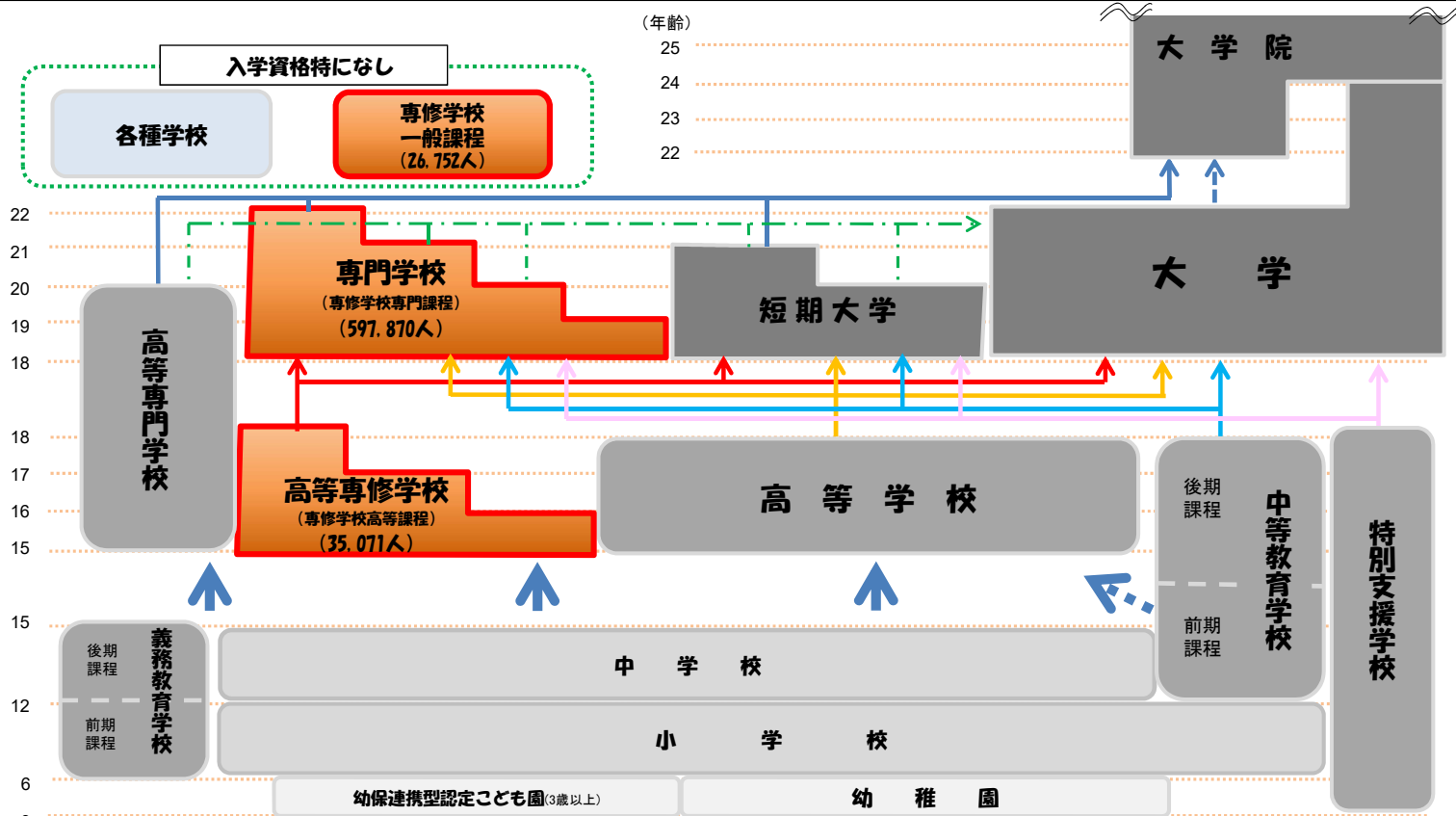
エ 専修学校専門課程、大学、短期大学の卒業者に占める就職者の割合(令和2年度学校基本統計)

区分	専修学校専門課程	大学(学部)	短期大学(本科)
卒業者に占める就職者の割合	79.7%	77.7%	80.6%
就職者数	190,432	446,082	40,193

※ 就職者数には、一時的な職に就いた者は含まない。

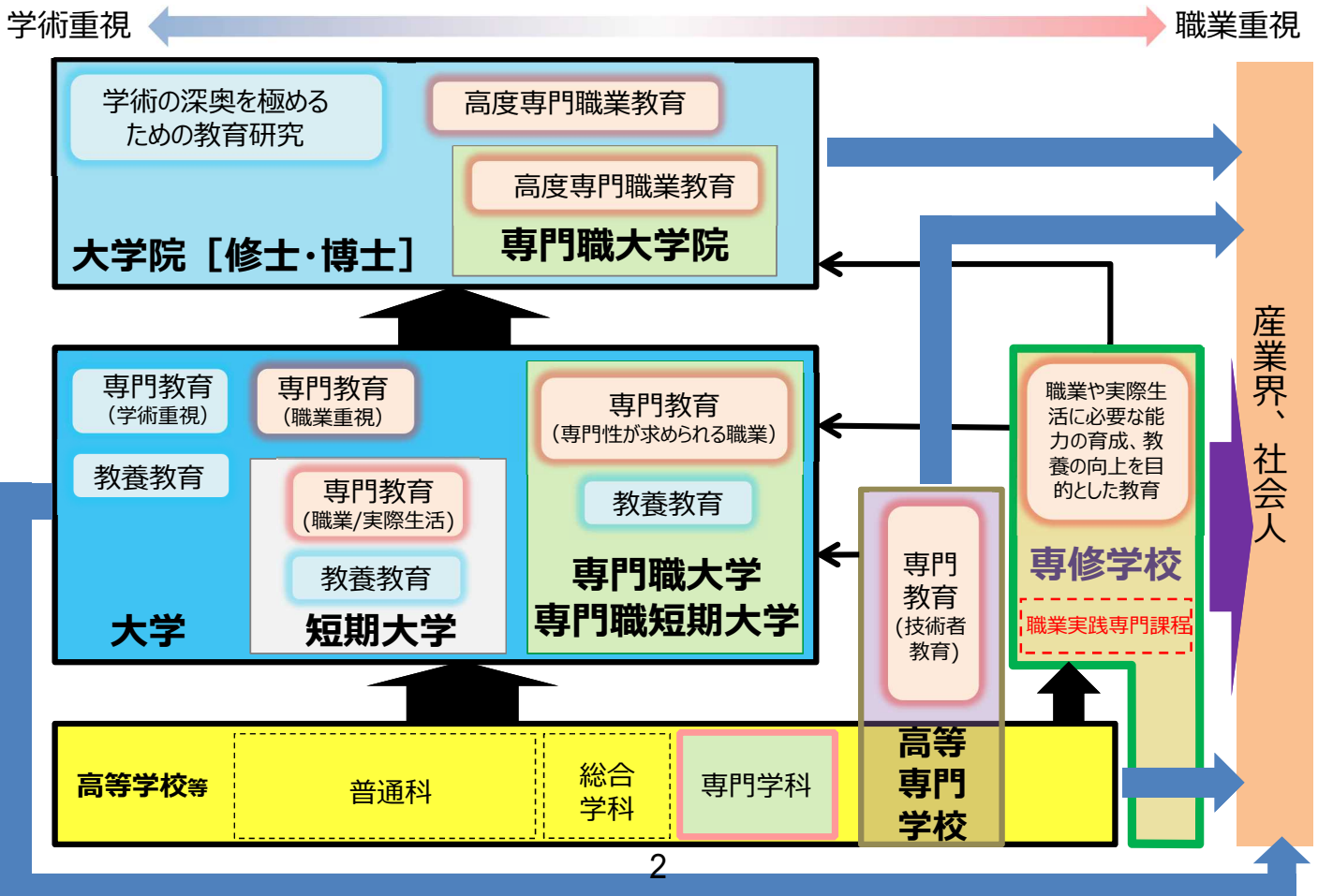
専修学校（日本の学校体系における位置づけ）

- 高等学校等への進学率は98.8%（2019年度）
- 18歳人口に占める高等教育機関への進学率
大学53.7%、短期大学4.4%、専門学校23.8%（2019年度）



※人数は「令和元年度学校基本統計」より
※高等学校等への進学率とは、中学校卒業生及び中等教育学校前期課程修了者のうち、高等学校・中等教育学校後期課程・特別支援学校高等部の本科・別科及び高等専門学校への進学者の比率

高等教育機関の役割分担のイメージ



専修学校の学校数・生徒数、職業実践専門課程認定数

専修学校制度の概要

専修学校は、社会の変化に即応した実践的な職業教育により、高い就職率を誇る教育機関として重要な役割を果たしている。

○ 目的、課程及び主な要件

目的	職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図る。 (学校教育法第124条)	
要件	修業年限1年以上、年間授業時数800時間以上、常時40人以上の在学学生等	
課程	高等課程(高等専修学校) 入学資格：中学校卒以上	専門課程(専門学校) 入学資格：高校・高等専修学校(3年制)卒以上
		一般課程 入学資格：限定なし(学歴不問)

○ 専修学校の現状

区分	学校数	生徒数
高等課程	408校	35,071人
専門課程	2,805校	597,870人
一般課程	146校	26,752人
総計	※3,137校	659,693人

※学校数の総計は、それぞれの課程の重複を除く。

○ 他の高等教育機関との比較

区分	専修学校 専門課程	大学	短期大学
進学率	23.8%	53.7%	4.4%

※進学率はそれぞれ18歳人口に占める入学者の割合。

※大学、短期大学への進学率はそれぞれ学部、本科への進学率。

出典：令和元年度学校基本統計(平成元年5月1日現在)

職業実践専門課程の認定数

	学校数	学科数
H25年度	472	1,373
H26年度	295	677
H27年度	272	501
H28年度	150	240
H29年度	94	152
H30年度	98	139
R元年度	104	154
合計	1,037(37.0%)	3,098(41.3%)

※()内の数字は全専門学校(2,805校)の修業年限2年以上の全学科数(7,496学科)に占める割合。(令和元年度学校基本統計による)
※合計欄の学校数・学科数は、過年度に認定された学科を有する学校が別学科を申請していることや認定取消等により、単純合計となっていない。

分野別学科数	工業	農業	医療	衛生	教育・社会福祉	商業実務	服飾・家政	文化・教養	計
合計	674	14	578	309	279	544	116	584	3,098

専修学校の特徴

特徴①：産業界との組織的な連携

柔軟な制度的特性を生かして、産業構造の変化に即応できる実践的な職業教育を実施

職業実践専門課程制度

企業等との密接な連携により、最新の実務の知識等を身に付けられるよう教育課程を編成し、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専門課程を文部科学大臣が認定。

専
門
学
校



業
地
界
元
団
企
体
業

＜参考＞認定状況(平成31年3月5日現在)：学校数994校(35.4%)、学科数2,986学科(39.8%)

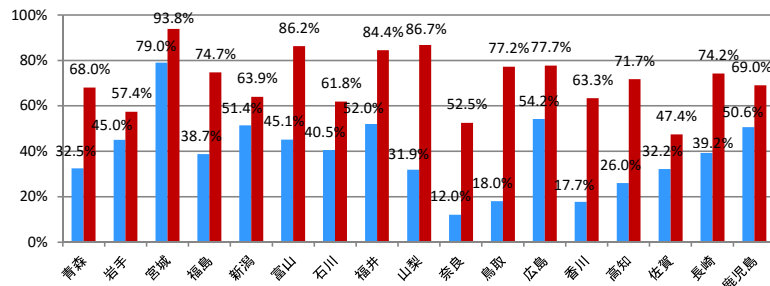
※()内の数字は同日現在の全専門学校(2,805校)、修業年限2年以上の全学科数(7,511学科)に占める割合。
なお、全学科数(8,995学科)に占める割合は、33.2%。

特徴②：地域人材の育成

地域における人材養成のプラットフォームとして、地域産業を支える専門人材を輩出

＜専門学校・大学卒業者における地元就職の状況＞

専門学校の卒業者は、大学と比べて地元で就職する割合が高い。



※平成29年3月現在 文部科学省専修学校教育振興室調べ(各県の労働局提供資料より作成)

●県内の大学を卒業し、就職した者のうち県内企業へ就職した者の割合

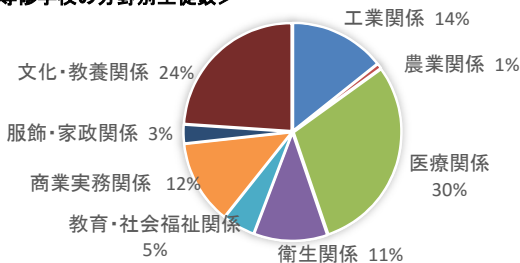
●県内の専門学校を卒業し、就職した者のうち県内企業へ就職した者の割合

＜参考＞卒業生に占める就職者の割合(H29年度)
・大学(学部)：76.1% ・専門学校：81.1%

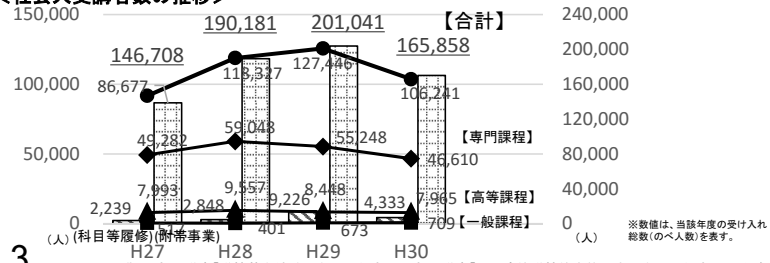
特徴③：職業人材のボリュームゾーンを形成

専門的な知識・技術を身に付け、多様な現場において求められるプロフェッショナル人材を養成

＜専修学校の分野別生徒数＞



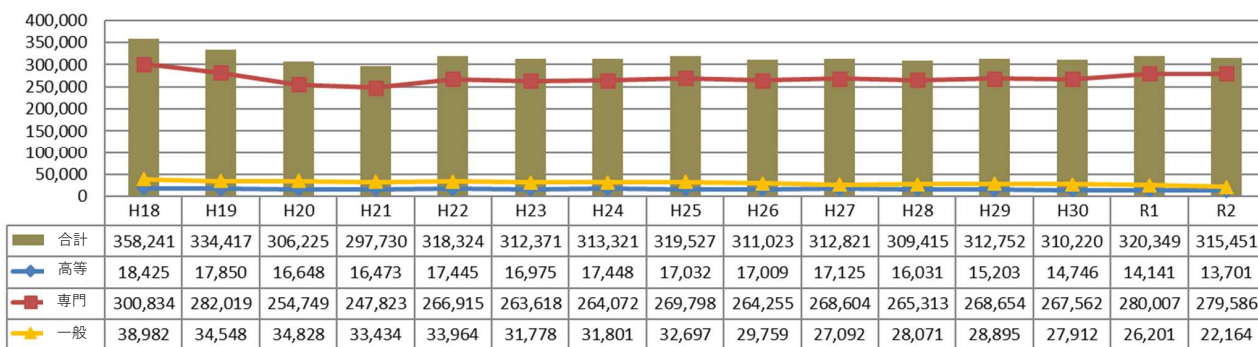
＜社会人受講者数の推移＞



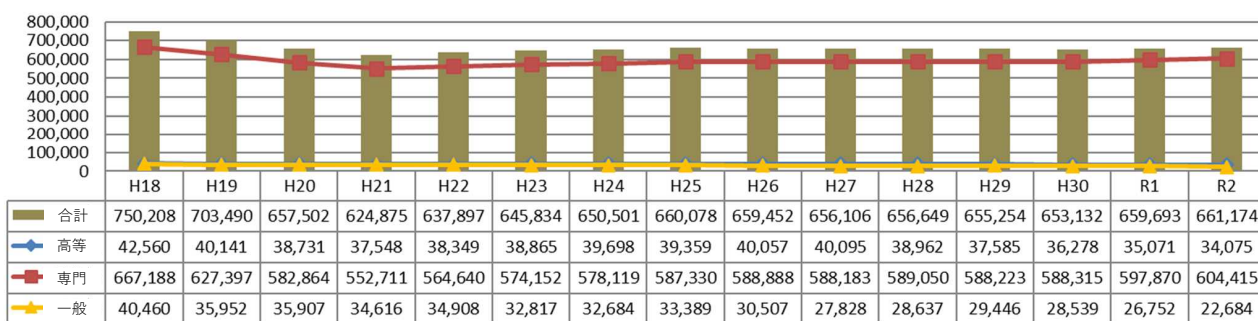
出典：文部科学省「学校基本統計」(令和元年度)、文部科学省「私立高等学校等実態調査」(令和元年度)より作成

専修学校の入学者数・生徒数の推移(課程別)

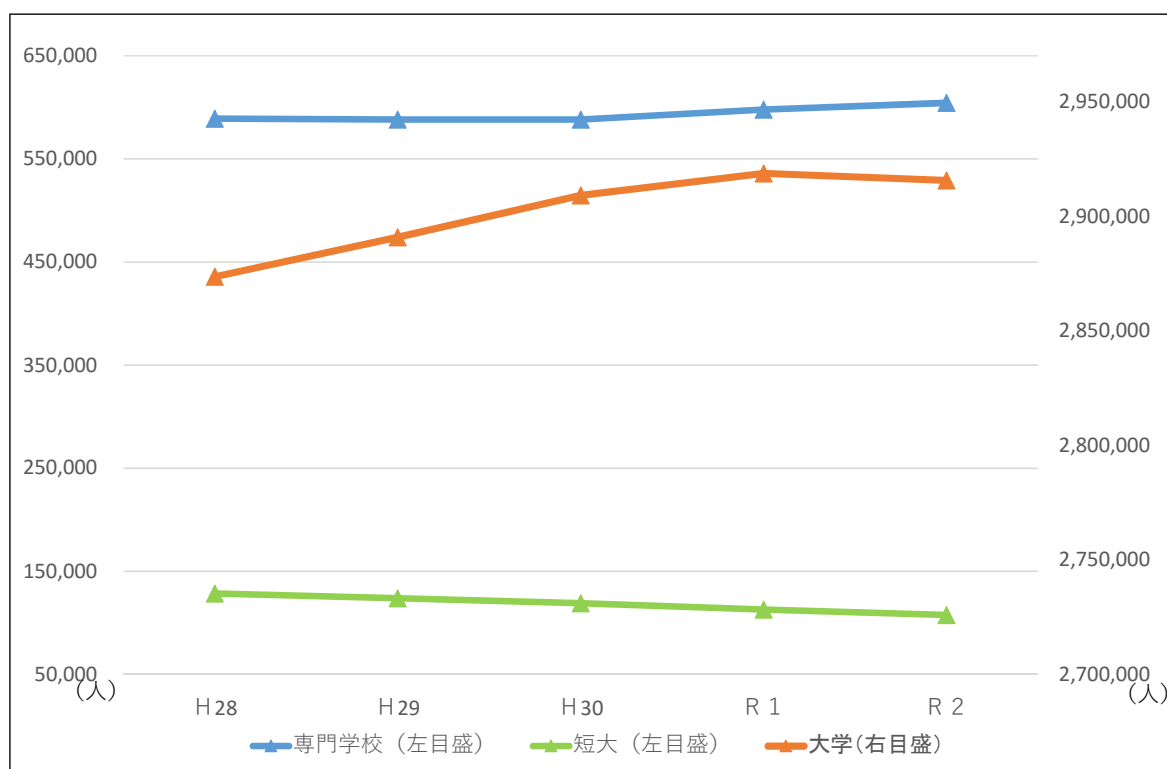
課程別入学者数の推移



課程別生徒数の推移

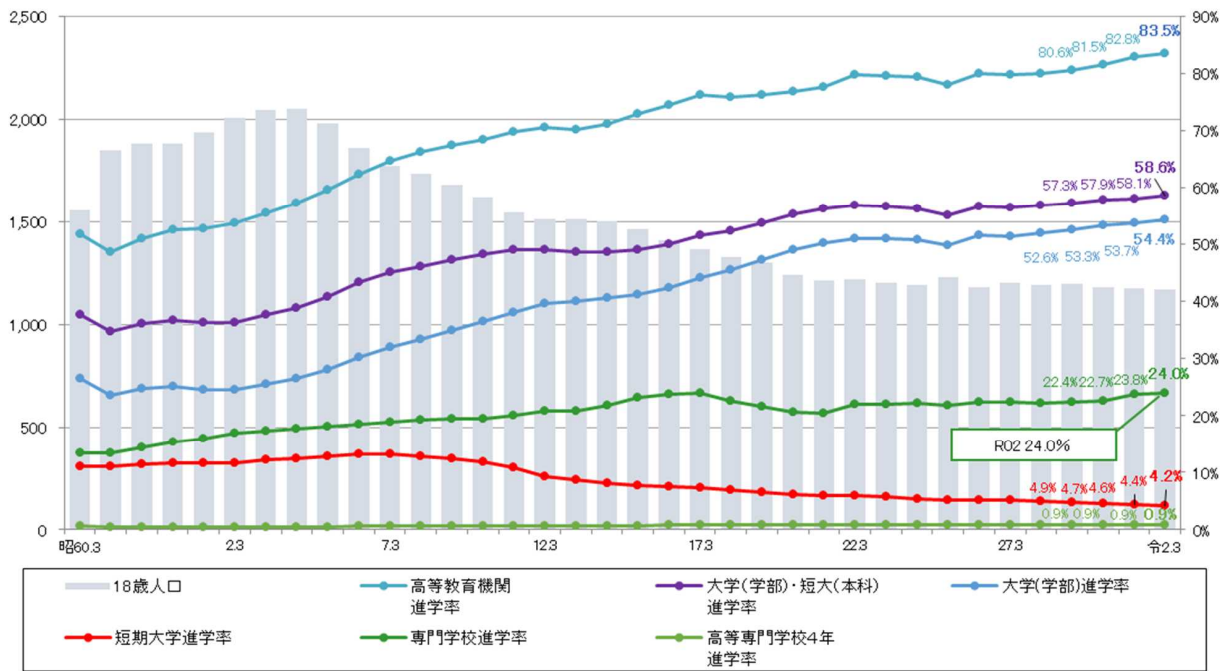


高等教育機関の生徒数の推移



(出典：学校基本統計)

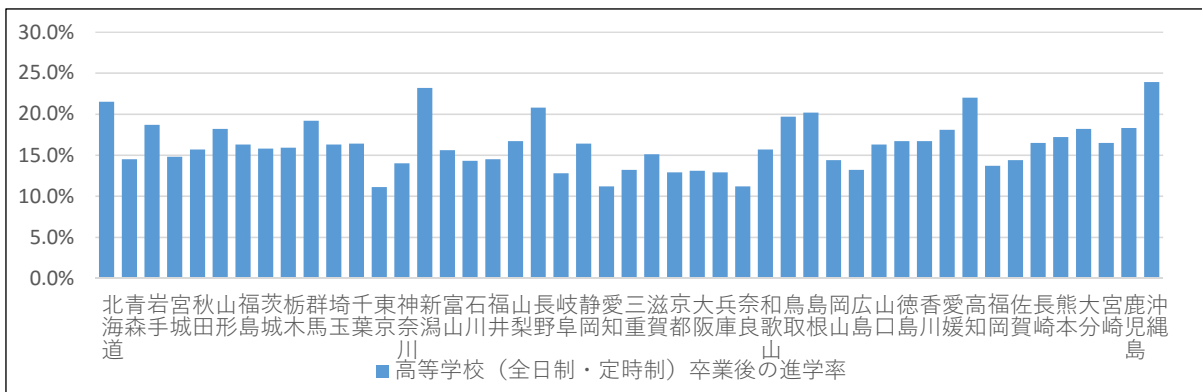
専門学校含む高等教育機関進学率



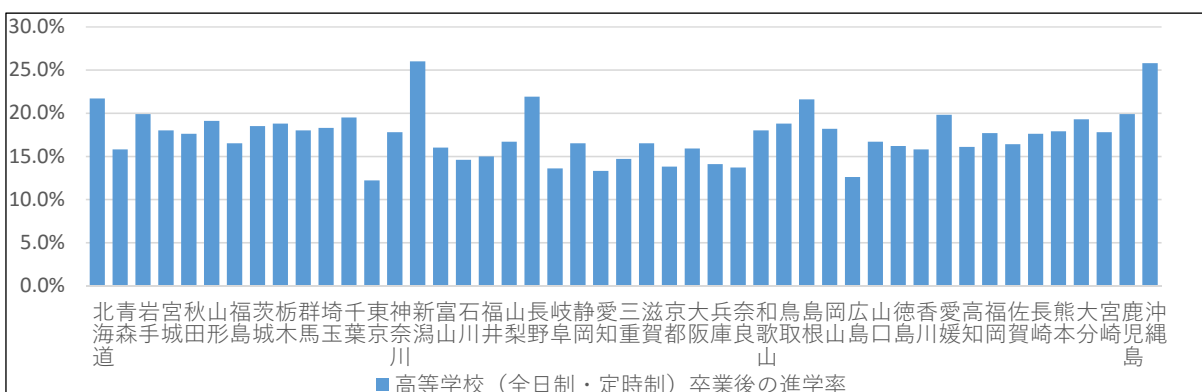
(出典：学校基本統計)

都道府県別専門学校進学率の変化

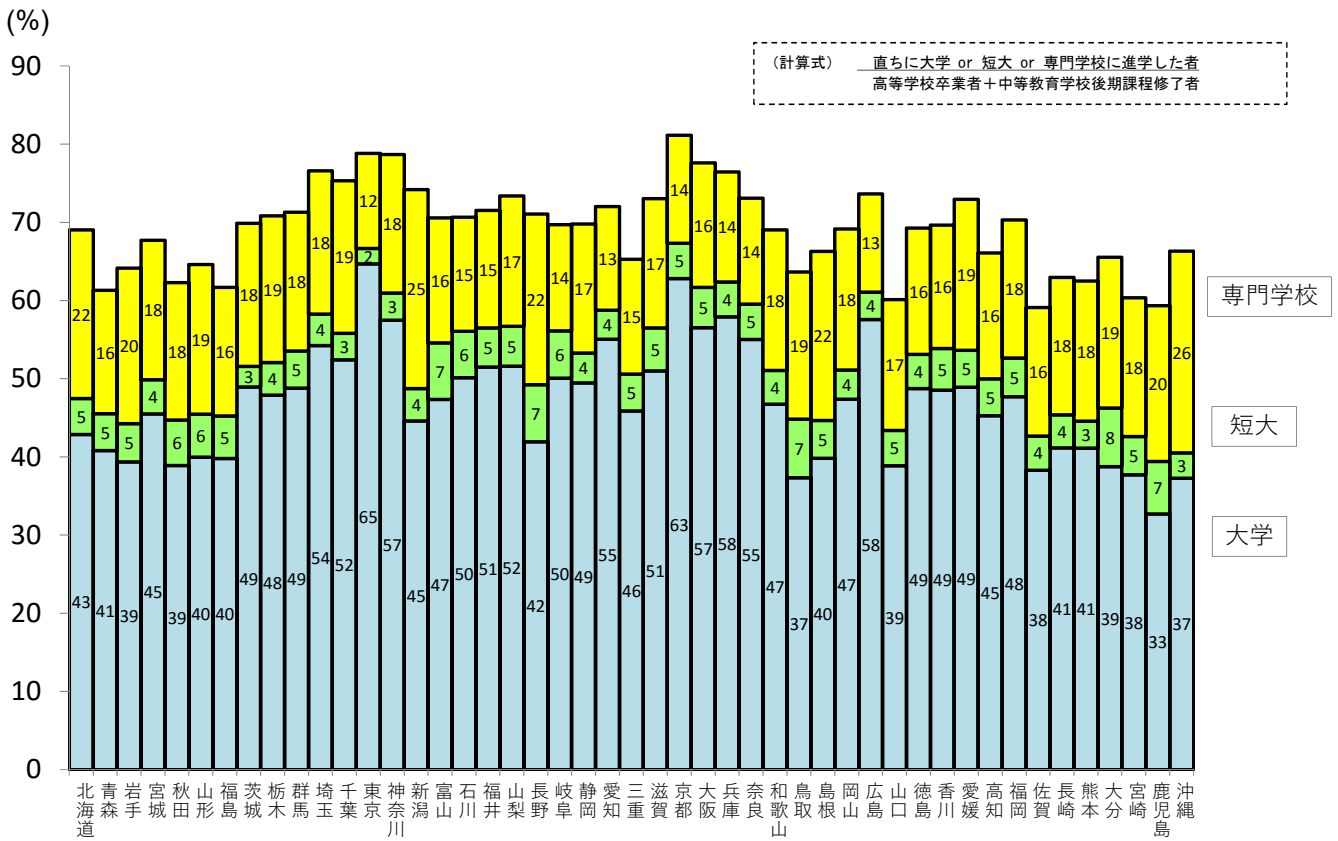
【平成20年度：15.3%】



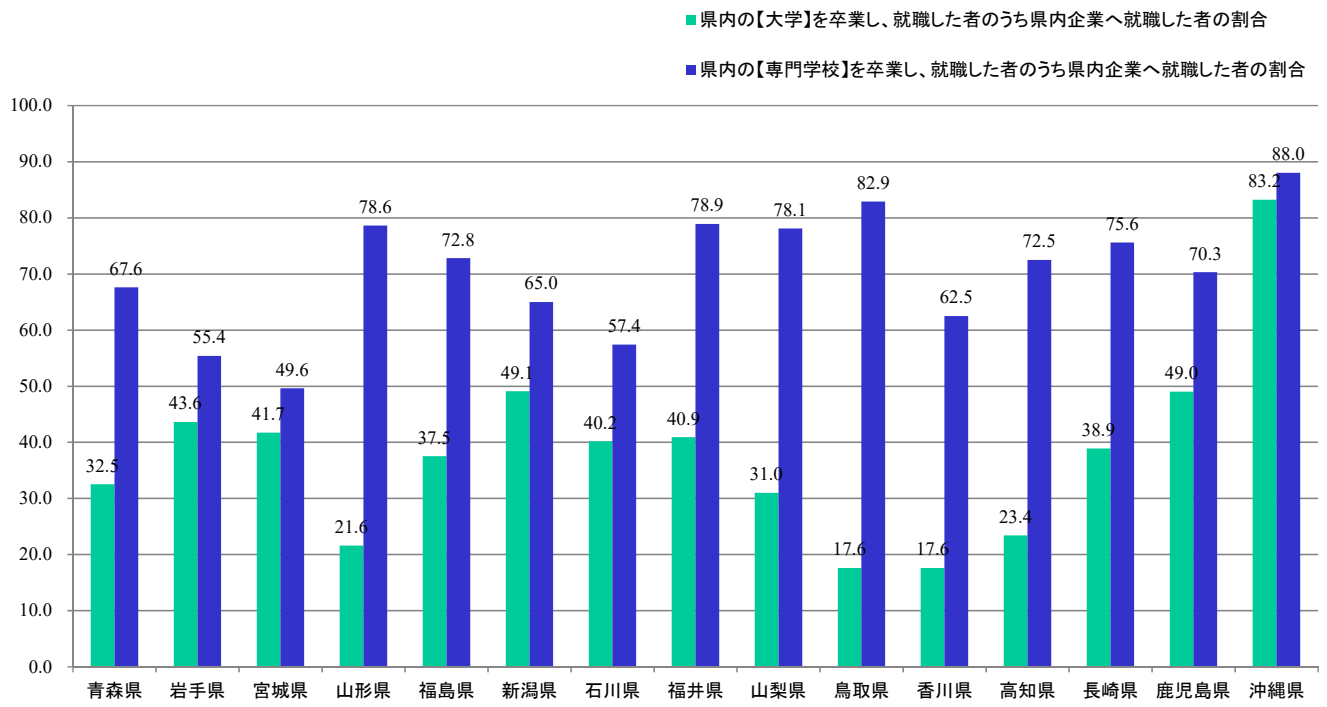
【令和2年度：16.9%】



都道府県別高校新卒者の進学率



専門学校・大学卒業者における地元就職の状況（文部科学省調べ）



平成30年3月現在
文部科学省専修学校教育振興室調べ(各県の労働局提供資料より作成)

専修学校による地域産業中核的人材養成事業

★主な採択先

● 麻生情報ビジネス専門学校（契約額：14,094千円） スマートコントラクトを使用したシステム開発人材の育成

<概要>

未来のネットワーク社会で極めて期待度の高いスマートコントラクトやブロックチェーン技術等を習得・実行できるシステム開発者を育成するための教育プログラムを産学連携で開発・実証し、同教育プログラムを他地域にも普及させてIT人材不足に貢献するための事業。

<令和2年度の主な取組>

- ・スマートコントラクト関係の指導マニュアル・テキストの開発、検証、成果報告

● 河原電子ビジネス専門学校（契約額：10,189千円） 「職種横断型データサイエンス」教育のためのカリキュラム・ 教材開発事業

<概要>

四国の中で産業構造等に起因する労働生産性の低さが指摘されている愛媛県と高知県を念頭に、専門学校の多様な学科の既存のカリキュラムに対してビルトインすることができる、職種横断的な「データサイエンス」の知識を教育するためのカリキュラム、テキスト、コマシラバスの開発を行い、労働生産性を向上する端緒を生み出す。

<令和2年度の主な取組>

- ・テキスト、コマシラバスの完成
- ・実証講座の実施

専修学校リカレント教育総合推進プロジェクト

● （一社）全国専門学校情報教育協会（契約額：17,501千円） 衣料品小売業のオンライン接客・ECサイト運営のための分野横断型 リカレント教育プログラムの開発

<概要>

インターネットによる販売が業界規模の拡大につながると期待されている衣料業界において、衣料品販売員は、これまでの対面での接客に加え、SNSでのコーディネート提案やインターネットを利用した接客が求められている。そのため、ICTを利活用して販売するオンライン接客の知識と技術を習得させる教育プログラムを開発し、これまで経験のなかったオンラインでの接客能力を養成する。

<令和2年度の主な取組>

- ・オンライン接客・ECサイト運営実態調査
- ・カリキュラム・シラバスの作成、教材の開発
- ・実証講座の実施

● 穴吹情報デザイン専門学校（契約額：6,389千円） ものづくりIT 人材育成のためのリスタートプログラム 開発事業

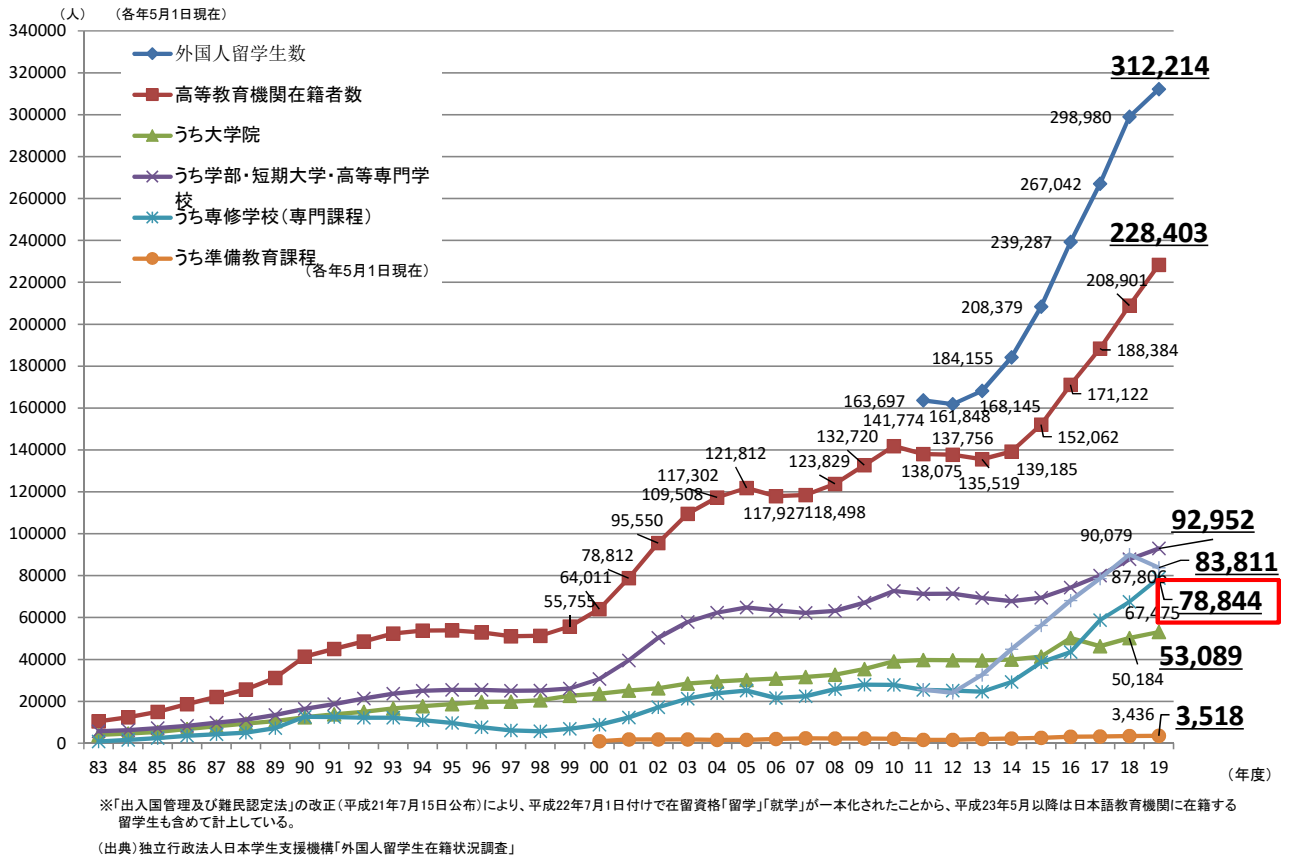
<概要>

就職氷河期世代の求職者に対して、既存の「ITビジネス科」の科目をカスタマイズし、IT基礎力に加え、ものづくりに関連するCAD・3Dプリンター、プログラミング力を学びなおさせる短期リカレント教育プログラムを提供する取組

<令和2年度の主な取組>

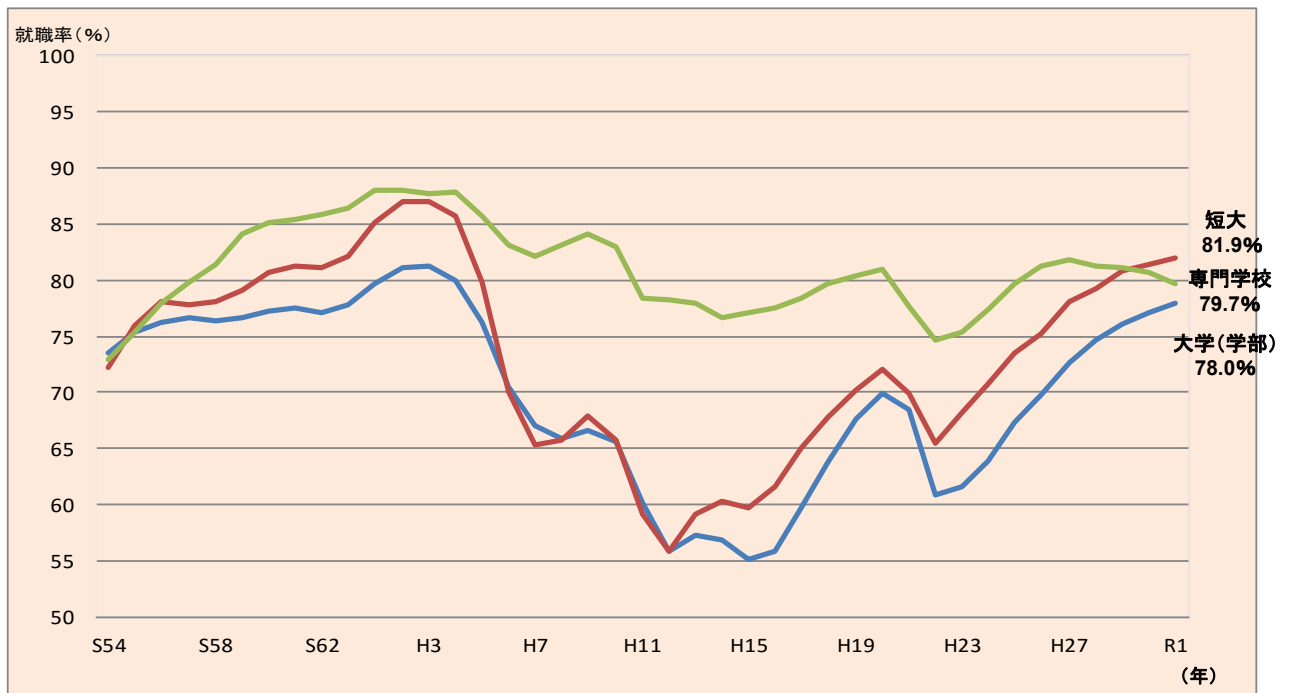
- ・製造業社人材ニーズ調査アンケート
- ・短期リカレント教育プログラム人材育成委員会の開催

学校種別・外国人留学生数推移



専門学校における卒業生に占める就職者の割合の推移

下記の数値は、各学校段階の卒業生のうち卒業後すぐに就職した者の割合を示す。



※各年3月卒業生のうち、就職者の占める割合の占める割合である。
※就職率の算定に用いた就職者数には、一時的な職に就いた者は含まない。

資料:文部科学省「学校基本統計」

専修学校の設置認可基準（概要）〔昭和51年文部省令第2号〕

区分	基準内容
目的	職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うこと
設置者	専修学校を経営するために必要な経済的基礎を有すること 等
入学資格	専門課程、高等課程、一般課程の別による。
修業年限	1年以上
卒業所要授業時間	昼間学科：年間800時間以上、 夜間学科：年間450時間以上
教育内容	専門課程、高等課程、一般課程の別による。
生徒数	教育を受ける者が常時40人以上であること。 (同時に授業を行う生徒数は、原則として40人以下)
教員資格	専門課程、高等課程、一般課程の別による。
教員数	専門課程、高等課程、一般課程及び分野の別による。
校舎の面積	専門課程、高等課程、一般課程及び分野の別による。
施設・設備等	専修学校の校舎には、目的、生徒数又は課程に応じ、教室（講義室、演習室、実習室等とする。）、教員室、事務室その他必要な附帯施設を備えなければならない等
教材	規定なし

※上記は、専修学校の設置認可基準のうち、主なものの概要を記載している。

各種学校の設置認可基準（概要）〔昭和31年文部省令第31号〕

区分	基準内容
目的	学校教育に類する教育を行うこと
設置者	制限なし
入学資格	制限なし
修業年限	1年以上（但し、簡易な技術、技芸等の課程は3ヵ月以上1年未満）
卒業所要授業時間	原則年間680時間以上
教育内容	規定なし
生徒数	教員数、施設及び設備その他の条件を考慮して適当な数を定める。 （同時に授業を行う生徒数は、原則として40人以下）
教員資格	担当する教科に関して専門的知識、技術、技能等を有する者
教員数	3人以上
校舎の面積	115.70㎡以上、かつ、同時に授業を行う生徒1人当たり2.31㎡以上（特別な事情があり、かつ、教育上支障がない場合はこの限りでない。）
施設・設備等	教育の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具その他の施設及び設備を備えなければならない。
教材	規定なし

※上記は、各種学校の設置認可基準のうち、主なものの概要を記載している。

準学校法人の設立認可基準（概要）

〔 昭和25年文部次官通達
昭和35年文部省管理局長通達 〕

区分		基準内容	
目的		私立専修学校・各種学校の設置	
機関	役員	役員には、各役員につき、その配偶者又は3親等以内の親族が1人を超えて含まれてはならない。	
	理事 (会)	職務：業務の執行機関（法人を代表する） 定数：5人以上（ただし、7人以上を相当とする） 選任：設置する学校の校長等	
	監事	職務：財産・業務執行状況の監査機関 定数：2人以上 （兼職禁止：理事・教職員を兼ねてはならない）	
	評議員 (会)	職務：理事長の諮問機関 定数：理事定数の2倍を超える数 選定：寄付行為の規定により選任された者	
資産	基本財産	原則、自己所有(負担付でないこと。ただし、特段の事情があり、かつ、教育上支障のないことが確実と認められる場合には、この限りではない)	
	施設・ 設備	校地	校舎敷地、屋外運動場、実験実習地等
		校舎	普通教室、実習室、職員室、図書館等（教員室、事務室、保健室他）
		設備	教具（機械、器具、模型等）、 校具（机、腰掛等）
運用財産	毎年度の経常支出に対し、授業料・入学金の経常的収入その他の収入で収支の均衡を保てること		

専修学校における学校評価 ガイドライン

平成25年3月
生涯学習政策局

はじめに

専修学校の学校評価については、平成19年に学校教育法、及び学校教育法施行規則の改正により、自己評価・学校関係者評価の実施・公表、評価結果の設置者への報告に関する規定が新たに設けられた。

これを受け、各専修学校をはじめ、専修学校団体等における取組が進められてきたが、平成23年1月の中央教育審議会答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」や、文部科学省生涯学習政策局に置かれた調査研究協力者会議「専修学校教育の振興方策等に関する調査研究報告（平成23年3月）」等において、学校評価を含めた専修学校における質保証・向上のための取組の推進について指摘がなされたところである。

一方、平成24年3月の文部科学省委託事業「専修学校の質保証・向上に資する取組の実態に関する調査研究」（以下、「実態調査」という。）により得られた結果では、学校評価、情報公開ともに十分な取組が進められておらず、また、様々な課題があること等が確認された。

このような状況を踏まえ、平成24年4月に文部科学省生涯学習政策局に「専修学校における質保証・向上に関する調査研究協力者会議」を設置し、現状、課題、及び今後の方向性等について、計6回にわたり審議を重ねてきた。

具体的には、学校評価等に関する現状・課題・取組の状況の整理や、先進的に取り組んでいる学校関係者等からのヒアリングや所轄庁、関係団体等からの意見聴取を行った上で、ガイドラインをまとめたところである。

今後は、各専修学校、設置者、所轄庁等における学校評価の取組の参考に資するよう、その目安となる事項を示すとともに、専修学校全体の質保証・向上を目指すものとして「専修学校における学校評価ガイドライン」を策定したものである。

また、本ガイドラインには、法令の規定や先進的な取組事例、及び本会議の議論を踏まえ、実践的な職業教育を行う専修学校の更なる質の向上を目的とした先導的な取組の指針となるものを設定することとしており、各専修学校においては、関係業界や専修学校団体・職能団体等と連携し、一定の方向性を踏まえた学校評価を進めることにより、専修学校の質保証・向上の取組が充実されることを期待したい。

なお、このガイドラインにおいては、専修学校における自己評価、学校関係者評価、第三者評価の在り方や、情報公開の今後の方向性など、更に検討すべき課題が残されており、引き続き、本ガイドラインが改善されるよう継続的に見直すことが必要である。本ガイドラインの更なる充実に向けて、関係者の皆様からの積極的な提言を期待するところである。

専修学校における学校評価ガイドライン 概要

平成19年：学校教育法の改正
自己評価の実施・公表が義務化、学校関係者評価の実施・公表が努力義務化



平成23年1月：
中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」
答申
※質の改善・充実を図るため専修学校における学校評価ガイドラインの策定を提言。



平成24年度5月～2月：
専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議における審議

専修学校における学校評価ガイドラインの主なポイント

〈目的〉

- 学校評価を通じた組織的・継続的な教育活動等の改善。
- 生徒・卒業生、関係業界等の地域のステークホルダーとの連携協力による特色ある専修学校づくり推進。

〈定義〉

- 自己評価：各学校の教職員が、当該学校の理念・目標に照らして自らの教育活動について行う評価
- 学校関係者評価：生徒・卒業生、関係業界、専修学校団体・関係団体、中学校・高等学校、保護者・地域住民、所轄庁等の学校関係者により構成された評価委員会等が自己評価の結果を基本として行う評価
- 第三者評価：学校から独立した第三者による評価基準等に基づき、専門的・客観的立場から行う評価

〈外部アンケート等の活用〉

- 生徒・卒業生、企業等を対象に行うアンケート等を学校評価の資料等として活用。
- ※学校関係者評価そのものとは異なることに留意。

〈評価項目・指標等を検討する際の視点となる例〉

- 教育理念・目的・育成人材像
 - ・学校における職業教育の特色は何か、社会のニーズを踏まえた学校の将来構想を抱いているか 等
- 教育活動
 - ・関連分野の企業等との連携により、カリキュラムの作成・見直し等が行われているか
 - ・関連分野における実践的な職業教育（産学官連携によるインターンシップ、実習等）が体系的に位置づけられているか
 - ・関連分野における先端的な知識・技能等を修得するための教職員の研修等が行われているか 等
- 生徒・学生支援
 - ・進路・就職に関する支援体制は整備されているか
 - ・関連分野における業界との連携による卒業後の再教育プログラム等を行っているか 等

目次

1. 専修学校における学校評価	
(1) 背景・現状	P4
(2) 目的・定義等	P6
(3) 課題	P10
(4) 学校評価により期待される取組と効果	P12
2. 専修学校における学校評価の実施・公表	
(1) 自己評価	P12
(2) 学校関係者評価	P16
(3) 第三者評価	P17
(4) 評価主体・体制等	P20
(5) 学校評価の評価結果の公表・報告と支援・改善	P21
(6) 実効性の高い学校評価の促進のための国、都道府県等の役割	P22
(7) 学校評価を通じた教職員の資質向上	P23
(8) 分野、職域などの特性	P24
3. 積極的な情報提供・情報公開	
(1) 専修学校における積極的な情報提供・情報公開	P26
(2) 課題	P27
(3) 積極的な情報提供の必要性と期待される効果	P27
(4) 情報提供の在り方	P28
(5) 留意事項	P29
(6) 情報提供等への取組に関するガイドライン	P29
【附属資料】	
1. 専門学校の評価項目・指標等を検討する際の視点となる例、項目別自己評価表 (例) イメージ（専門学校）	P30
2. 高等専修学校の評価項目・指標等を検討する際の視点となる例、項目別自己評価表 (例) イメージ（高等専修学校）	P42
3. 「専修学校の質保証・向上の資する取組の実態に関する調査研究事業」調査項目から抽出される専門学校と業界との連携の視点（イメージ）	P59
4. 高等専修学校における情報提供等への取組に関するガイドライン	P61
5. 専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン	P65
6. 設置要綱・審議の経過・協力者名簿	P71
7. 参考資料	P74

○ 専修学校に関するこれまでの主な制度改正等の概要

	昭和51年 制度発足	昭和57年 私立学校振興助成法改正	平成18年 教育基本法改正
修了者の学習成果の評価			<p>【平成7年】 「専門士」の称号付与 専門課程・2年以上、試験等に基づく課程修了の認定等</p> <p>【平成17年】 「高度専門士」の称号付与 専門課程・4年以上、試験等に基づく課程修了の認定等</p>
大学・大学院との接続		<p>【昭和60年】 [高等課程・3年以上] 大学入学資格の付与</p>	<p>【平成10年】 [専門課程・2年以上等] 大学編入学資格の付与</p> <p>【平成17年】 [専門課程・4年以上等] 大学院入学資格の付与</p>
教育の質の向上		専修学校制度の施行	<p>【平成14年】 情報の積極的提供の義務化 自己点検・評価等の努力義務化</p> <p>【平成16年】 財務情報の公開の義務化</p> <p>【平成19年】 自己評価の義務化等・学校関係者評価の努力義務化</p> <p>【平成24年】 単位制・通信制の制度化</p> <p>【平成25年】 「職業実践専門課程」制度創設</p> <p>【平成29年】 「これからの専修学校教育の振興のあり方について(報告)」</p> <p>【平成30年】 「キャリア形成促進プログラム」制度創設</p> <p>「専修学校における学校評価ガイドライン」の策定</p>
学校間における学修の相互評価		<p>【平成3年】 大学等における専門学校教育の単位認定</p> <p>【平成5年】 高校における専修学校教育の単位認定</p> <p>【平成11年】 専修学校における大学等の学修の履修認定に係る範囲拡大 [1/4→1/2]</p>	<p>【平成24年】 専修学校が授業科目の履修とみなすことができる学習の範囲の拡大(高等学校専攻科、職業訓練等)</p>
助成・税制	<p>【昭和55年】 日本育英会奨学金事業の対象化</p>	<p>【昭和60年】 専修学校補助等に関する地方交付税措置</p> <p>【昭和58年】 学校法人・準学校法人への施設整備費創設</p>	<p>【平成18年】 勤労学生控除制度の対象者拡大</p> <p>【平成22年】 高等課程生徒に対する「高等学校等就学支援金」の支給</p> <p>【平成23年】 学校法人・準学校法人等に対する個人からの寄付の税額控除の導入(平成27年及び平成28年に要件緩和)</p> <p>【平成25年】 高等専修学校の授業料減免措置に関する地方交付税措置を開始</p> <p>JASSO奨学金事業の対象拡大(専門学校の修業年限2年未満の課程も新たに対象化)</p> <p>【令和2年4月】 高等教育の修学支援新制度</p> <p>【平成29年】 給付型奨学金(平成30年から本格実施)</p> <p>JSC災害共済給付制度の高等課程対象化</p>
	【昭和41年】 勤労学生控除制度創設		